

柏市立高田小学校PTA細則

第1条 この細則は、柏市立高田小学校PTA会則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 各部の任務は、次の通りとする。

1. イベント部

- ・PTA会報の編集発行に関する事。
- ・会員相互の広報活動に関する事。
- ・学校環境の整備に関する事。
- ・会員の研修、親睦、健康に関する事。
- ・児童の健康、学校生活の向上に関する事。
- ・学年または各学級活動の推進・調整に関する事。
- ・さまざまな教育援助活動に関する事。

2. 校外部

- ・児童の校外生活指導に関する事。
- ・児童の交通安全対策に関する事。
- ・地区内の連絡調整を図ると共に学校との連絡に関する事。
- ・地区活動で行事への協力及び児童の団体活動教育の援助に関する事。
- ・「こども110」活動に関する事。

第3条 各部の本部役員・各部部員の特典については、次の通りとする。

部活動(部会・運動会・高田っ子フェスティバル・各行事)に積極的に参加した者に特典を付与する。但し著しく欠席が多い場合は、運営委員会で協議し本部役員・各部部員の特典を取り消しすることができる。

特典の内容については、学校行事等と調整のうえ、運営委員会で協議、決定する。

第4条 各事業の決算は、隨時運営委員会において報告する。

第5条 部員を次の通り選出する。

イベント部・校外部は、全世帯から必要とする人数を選出する。

例外は、その都度、運営委員会の承認を得ることとする。

第6条 運営委員会は、必要に応じて特別委員会を作ることができる。

1. 役員選考委員会は、会員のうち、中立性・公平性を保つため、年下のきょうだいが在学していない第6学年の保護者から協力を仰ぐ。
2. 前項で、委員が定数に満たない場合は、本部役員が委員を兼ねる。

第7条 慶弔に関しては、次の通り行うものとする。

1. 死亡の場合、児童・会員共に5,000円。その他、役員が必要と認めた時は、役員全員で協議して決める。
2. PTA活動中に生じた事故については、保険に加入し、それをあてる。

第8条 役員及び会計監査に変更がある場合は、運営委員会でその都度協議決定する。

第9条 この細則は、昭和52年10月22日から実施する。

この細則は、平成1年4月15日から実施する。

この細則は、平成3年5月10日から実施する。

この細則は、平成10年2月3日から実施する。

この細則は、平成11年3月2日から実施する。

この細則は、平成15年3月3日から実施する。

この細則は、平成15年12月5日から実施する。

この細則は、平成16年3月5日から実施する。

この細則は、平成17年3月4日から実施する。

この細則は、平成18年4月21日から実施する。

この細則は、平成25年2月22日から実施する。

この細則は、平成27年2月6日から実施する。

この細則は、平成28年2月5日から実施する。

この細則は、令和3年4月23日から実施する。

この細則は、令和5年1月10日から実施する。

この細則は、令和5年4月28日から実施する。

この細則は、令和7年4月25日から実施する。

PTA表彰規定

本規定は、PTAの趣旨を理解し、その活動を啓発又は、推進協力した者を対象とする。

1. すべての表彰は、本規定によるものとする。

- イ 本部役員または各部部員として通算4年以上PTA活動に従事した者に卒業時点（非会員となる）で、高田小学校PTAから表彰することができる。
- ロ 非会員で、教育又はPTA活動に功績顕著であった者に、感謝状に記念品を添えて本部役員一同の名で高田小学校 PTA から表彰することができる。
- ハ 柏市立小・中学校PTA連絡協議会表彰者は、特にPTA活動に顕著な者を推薦する。

2. 表彰については、表彰委員会を設ける。

- イ PTA運営委員会若干名で構成する。
 - ロ 委員会は、渉外係が招集する。
 - ハ 推薦者を審議し、運営委員会で承認を得る。
- ニ 表彰は、定期総会等で贈呈する。

この表彰規定(細則)は、昭和56年12月2日発行とする。

この表彰規定(細則)は、平成15年3月3日発行とする。

この表彰規定(細則)は、平成27年2月6日発行とする。

この表彰規定(細則)は、平成29年2月3日発行とする。

この表彰規定(細則)は、令和5年4月28日発行とする。

この表彰規定(細則)は、令和7年4月25日発行とする。